

江南市公共下水道事業負担金工事等事務取扱要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 負担金工事（第3条—第13条）
- 第3章 承認工事（第14条—第20条）
- 第4章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、次の各号に掲げる下水道の設置又は使用について、下水道の使用者その他からの願出により、公共下水道事業を施行する江南市（以下「市長」という。）が下水道工事を施行する場合並びに下水道使用者その他の者が市長の承認を受け自ら下水道工事を施行する場合における費用負担等、関連する必要な事項を定めるものとする。

- （1）下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第9条に基づき、市長が供用開始の告示をした区域の下水道を新設し、改築し、又は移設等する場合
- （2）市街化区域及び市街化調整区域で、市の下水道整備計画より先行した下水道を設置し、及びその流末の公共下水道を使用する場合

（用語の意義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び江南市下水道条例に定めるものの他、次に定めるところによる。

- （1）負担金工事：下水道使用者その他のものからの願出及び費用負担により、市長が代わって行う工事をいう。
- （2）承認工事：下水道使用者その他のものが市長の承認を受けて行う既設公共下水道に接続するための污水管、取付管等の工事をいう。

第2章 負担金工事

（負担金工事の願出）

第3条 負担金工事を願い出るもの（以下「願出者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1）負担金工事願出書（様式1）
- （2）負担金工事願出理由書（様式2）

- (3) 土地所有者等変更届出書（様式3）
- (4) 負担金工事願出地域一覧表
- (5) 位置図
- (6) 公図の写し
- (7) その他市長が必要とする書類
（負担金工事の可否の通知）

第4条 市長は前条の願出を受けた場合は、内容を審査の上、負担金工事可否決定通知書（様式第4）により通知するものとする。

（負担金工事の申込み）

第5条 願出者は、負担工事可否決定通知書で可の通知を受けた場合は、負担金工事依頼書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

2 負担金工事の設計及び施行は、市長が行う。

（工事費の負担）

第6条 負担金工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、願出者の負担とする。
ただし、市長が必要と認める場合は、その工事費を軽減し、又は免除することができる。

2 工事費は、次の各号に掲げるものの合計額とする。

(1) 工事価格、委託費及び補償費

(2) 負担金工事の設計金額に別表1の区分に従い算出した事務費。また、負担金工事に変更が生じて増額となった場合も同様に、増額分の設計金額に別表1の区分に従い算出した事務費を加算する。ただし、新設工事については免除するものとする。

（工事費の通知及び契約の締結）

第7条 市長は、負担金工事の申込みを受けた場合は、工事費の額を算出し、負担金工事費通知書（様式第6）により願出者に通知するとともに、負担金工事契約書（様式第7）を締結するものとする。

（工事費の納入）

第8条 願出者は、負担金工事契約書に基づき工事費を市長の指定する納付通知書により納入しなければならない。

2 市長は、工事費の納入を確認した後、工事に着手するものとする。

（工事内容等の変更）

第9条 負担金工事の契約締結後に願出者又は施行上の都合により工事内容等に変更

が生じた場合は、直ちに協議し負担金工事変更協議書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の協議を受けた場合は変更後の工事費の額を算出し、負担金工事費変更通知書（様式第9）により願出者に通知するとともに、負担金工事変更契約書（様式第10）を締結するものとする。この場合において、工事費に過不足を生じたときは、市長は当該願出者に対し、当該過不足の額を還付し、又は追徴するものとする。

3 前項に規定する還付又は追徴は、原則として工事費の清算と合わせて行うものとする。

（工事の完了）

第10条 市長は、負担金工事が完了した場合は、負担金工事完了通知書（様式第11）により願出者に通知するものとする。

（工事費の清算）

第11条 市長は、負担金工事が完了した場合は、工事費を清算するものとする。

（申込みの取消し）

第12条 願出者は、都合により申込みを取り消す場合は、工事取消申請書（様式第12）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に掲げる書類の提出を受けた場合は、内容の審査の上、工事取消通知書（様式第13）により通知するものとする。

（工事中止による工事費の負担）

第13条 負担金工事の契約締結後に、願出者の都合により、当該負担金工事の施行を中止した場合は、次の各号に掲げる費用は、願出者が負担しなければならない。

（1）負担金工事を中止したときまでに要した費用

（2）原状回復に要する費用

（3）市長に損害が生じたときは、その額

2 市長は、前項に掲げる費用の納入について工事費が既に納入されている場合は、これを充当し、過不足を生じたときは願出者に対し、当該過不足の額を還付し、又は追徴するものとする。

第3章 承認工事

（承認工事の申出及び承認）

第14条 承認工事を申し出するもの（以下「申出者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、取付管等軽微なものについては

この限りでない。

- (1) 承認工事申出書（様式 1 4）
- (2) 承認工事申出理由書（様式 1 5）
- (3) 土地所有者等変更届出書（様式 1 6）
- (4) 承認工事申請地域一覧表
- (6) 流量計算書
- (5) 位置図
- (6) 公図の写し
- (7) その他市長が必要とする書類
（承認工事の可否の通知）

第 1 5 条 市長は前条の申出を受けた場合は、内容を審査の上、承認工事可否決定通知書（様式第 1 7）により通知するものとする。

（承認工事施行の要件）

第 1 6 条 承認工事の設計及び施行をすることができるものは、本市において工事の施行経験を有し、かつ市長が承認するものとする。

（承認工事施行申請）

第 1 7 条 承認工事を施行するものは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 承認工事施行申請書（様式第 1 8）
- (2) 工事着手・完了届（様式第 1 9）
（完了検査及び帰属）

第 1 8 条 市長は、工事完了後に検査員による検査を行い、検査結果を申出者に承認工事検査結果通知書（様式第 2 0）により通知するものとする。また、申出者は、合格した下水道施設を本市に帰属させることができる。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 帰属させることにより、本市が特別の管理を行う必要があるとき。
- (2) 帰属させるために、本市が新たな整備を行う必要があるとき。
- (3) 帰属させることにより、本市が経常的な維持管理に関する費用を負担する必要があるとき。

2 申出者は、前項の規定により合格した下水道施設を本市に帰属させたい場合は、下水道施設の帰属願（様式第 2 1）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、下水道施設の帰属願の提出を受けた場合は、その内容を審査の上、下水

道施設の帰属可否決定通知書（様式第 2 2）により申出者に通知するものとする。

（申請の取消し）

第 1 9 条 申出者は、都合により申込みを取り消す場合は、承認工事施行取消申請書（様式第 2 3）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に掲げる書類の提出を受けた場合は、内容の審査の上、承認工事施行取消通知書（様式第 2 4）により通知するものとする。

（承認工事の中止による費用負担）

第 2 0 条 申出者の都合により、承認工事の施行を中止した場合は、次の各号に掲げる費用は、申出者が負担しなければならない。

（1）原状回復に要する費用

（2）市長に損害が生じたときは、その額

第 4 章 雑則

（雑則）

第 2 1 条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

別表 1

区 分	率
1, 0 0 0 万円以下の金額に対して	1 0 . 0 %
1, 0 0 0 万円を超え 5, 0 0 0 万円以下の金額に対して	7 . 4 %
5, 0 0 0 万円を超える金額に対して	6 . 4 %

様式第 1 (第 3 条関係)

年 月 日

江南市長 あて

願出者 住 所
氏 名 印
電話番号

負担金工事願出書

私たちは、江南市公共下水道事業負担金工事等事務取扱要綱第 3 条の規定により、
地区の負担金工事の施行を願い出ます。

住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL

住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL

負担金工事に係る地域住民の権利者数

人

記名押印数

人

様式第 2 (第 3 条関係)

年 月 日

江南市長 あて

願出者 住 所
氏 名
電話番号

印

負担金工事願出理由書

江南市公共下水道事業負担金工事等事務取扱要綱第 3 条の規定により、負担金工事願出理由書を提出します。

願出の場所
願出の理由

様式第3 (第3条関係)

年 月 日

江南市長 あて

新所有者

住 所

氏 名

印

(法人名)

電話番号

旧所有者

住 所

氏 名

印

(法人名)

電話番号

土地所有者等変更届出書

上記のとおり土地の所有者に変更がありましたので、江南市公共下水道事業負担金工事等事務取扱要綱第3条の規定により、土地所有者等変更届出書を提出します。

土地の所在地	地目	地 積		変更年月日	変 更 理 由 該当する番号を○で囲んでください。
		変更前 m ²	変更後 m ²		
				年 月 日	1 相続 2 贈与 3 売買 4 その他 ()
				年 月 日	1 相続 2 贈与 3 売買 4 その他 ()
				年 月 日	1 相続 2 贈与 3 売買 4 その他 ()

様式第 4 (第 4 条関係)

江下第 号
年 月 日

様

江南市長

負担金工事可否決定通知書

江南市公共下水道事業負担金工事等事務取扱要綱第 4 条の規定により、負担金工事の依頼を次のとおり決定しましたので通知します。

工 事 の 可 否	
工 事 名	
工 事 の 場 所	
工 事 の 種 類	
工事施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用開始予定日	年 月 日
受 諾 の 条 件	1 工事費の納入について 2 工事施行業者の選定について

様式第 5 (第 5 条関係)

年 月 日

江南市長 あて

願出者 住 所
氏 名 印
電話番号

負担金工事依頼書

江南市公共下水道事業負担金工事等事務取扱要綱第 5 条第 1 項の規定により、負担金工事の施行を次のとおり依頼します。

なお、同要綱を遵守することを確約します。

決定通知日番号	
工 事 名	
工 事 の 場 所	
工 事 の 種 類	
工事施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用開始希望日	年 月 日
委任について	この負担金工事に関し必要な手続については、次の者に一切の権限を委任します。 住 所 氏 名 印 (法人名) 電話番号

様式第6（第7条関係）

江下第 号
年 月 日

様

江南市長

負担金工事費通知書

年 月 日 江下第 号で受諾した負担金工事の工事費を算出しましたので、次のとおり通知します。

工 事 名	
工 事 の 場 所	
工 事 の 種 類	
工 事 費	金 円
備 考	

様式第7（第7条関係）

負担金工事契約書

収 入
印 紙

- 1 工 事 名
- 2 工 事 の 場 所
- 3 契約金額（工事費） 金 円
うち取引に係る消費税 金 円
及び地方消費税の額
- 4 工 事 の 場 所 別紙内訳書及び図面のとおり
- 5 契 約 期 間 年 月 日から
年 月 日まで

上記の工事について、願出者（以下「甲」という。）と江南市（以下「乙」という。）との間において、江南市公共下水道事業負担金工事等事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲が委託する工事について頭書に記載した事項を遵守し、その工事を完成させるものとする。

（工事費の算出）

第2条 乙は、頭書の工事費について、要綱第6条の規定に基づき、算出するものとする。

（工事費の納入）

第3条 甲は、頭書の工事費を、乙の指定する納付通知書により、期日までに納入しなければならない。乙は、工事費の納入を確認後、工事に着手するものとする。

（工事内容等の変更）

第4条 この契約を締結後、工事内容等に変更が生じた場合には、甲乙双方にて協議を行うものとする。

（工事内容等の変更に伴う契約変更）

第5条 乙は、前条の協議の結果に基づき変更工事費を算出し、甲乙双方の合意に基

づき、契約変更の手続を行うものとする。この場合において、工事費に過不足を生じたときは、乙は甲に対し、還付し、又は追徴する。なお、この手続きは契約期間のみの変更等を除くほかは、原則として工事費の清算と合わせて行うものとする。

(工事費の清算)

第6条 乙は、負担金工事の施行が完成したときは、工事費を清算し、甲乙双方の合意に基づき、契約変更の手続を行うものとする。この場合において、工事費に過不足を生じたときは、乙は甲に対し、還付し、又は追徴する。

(工事の完了通知)

第7条 乙は、この負担金工事が完了したときには、甲に完了を通知するものとする。

(工事費の転嫁の禁止等)

第8条 甲は、設置された施設を甲以外の者が使用することとなった場合において、工事費を当該第三者に転嫁し、又は当該施設への接続を拒んではならない。

(工事中止による工事費の負担)

第9条 この契約を締結後、甲のやむを得ない事情により、頭書の工事を中止したときは、次に掲げる費用は、甲の負担とする。この場合において、工事費が既に納入されている場合は、これを充当し、過不足を生じたときは、乙は甲に対し、還付し、又は追徴する。

(1) 頭書の工事を中止したときまでに要した費用

(2) 原状回復に要する費用

(3) 乙に損害が生じたときは、その額

(契約外の事項)

第10条 この契約に定めのない事項については、要綱の規定によるほかは、甲乙協議の上で定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

(法人名)

乙 江 南 市

市 長

様式第 8 (第 9 条関係)

年 月 日

江南市長 あて

願出者 住 所
氏 名
電話番号

印

負担金工事変更協議書

年 月 日 江下第 号で契約を締結した負担金工事については、次のとおり変更が生じたので協議してください。

工 事 名	
工 事 の 場 所	
工 事 の 種 類	
契 約 金 額	金 円
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
協 議 事 項	
回 答	
年 月 日 江南市長	

様式第9（第9条関係）

江下第 号
年 月 日

様

江南市長

負担金工事費変更通知書

年 月 日 江下第 号で契約を締結した負担金工事について、変更工事費を算出しましたので、次のとおり通知します。

工 事 名	
工 事 の 場 所	
工 事 の 種 類	
当 初 工 事 費	金 円（納入済金額）
変 更 工 事 費	金 円
変 更 増 減 額	額 金 円
備 考	

負担金工事変更契約書

収入
印紙

工 事 名
工 事 の 場 所

年 月 日 江下第 号をもって締結した上記の負担金工事
契約（以後の変更契約を含む。）を次のとおり変更する。

- 1 契約金額（工事費） 額 金 円
うち取引に係る消費税 金 円
及び地方消費税の額
- 2 工事の変更内訳 別紙内訳書及び図面のとおりとする。
(契約期間末日の変更のみの場合は、別紙は省略する。)
- 3 契約期間 契約期間末日を 年 月 日と変更する。
- 4 その他の事項 原契約のとおりとする。（以後の変更契約を含む。）

上記の工事について、願出者（以下「甲」という。）と江南市（以下「乙」という。）との間において、江南市公共下水道事業負担金工事等事務取扱要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり契約を締結する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所
氏 名 印
(法人名)
乙 江 南 市
市 長

様式第11（第10条関係）

江下第 号
年 月 日

様

江南市長

負担金工事完了通知書

次のとおり負担金工事が完了しましたので通知します。

決定通知日番号	当初
	変更
契 約 日	当初
	変更
工 事 名	
工 事 の 場 所	
工 事 の 種 類	
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
完 成 日	年 月 日
備 考	

様式第12（第12条関係）

年 月 日

江南市長 あて

願出者 住 所
氏 名
電話番号

印

工事取消申請書

年 月 日 江下第 号で受諾の通知を受けました工事については、次のとおり取消しを申請します。

工 事 名	
工 事 の 場 所	
工 事 の 種 類	
取 消 理 由	

様式第13（第12条関係）

江下第 号
年 月 日

様

江南市長

工事取消通知書

年 月 日をもって提出されました工事取消申請書を受理し、次のとおり工事の受諾を取り消しましたので通知します。

工 事 名	
工 事 の 場 所	
工 事 の 種 類	
備 考	

様式第14 (第14条関係)

年 月 日

江南市長 あて

申出者 住 所
氏 名 印
電話番号

承認工事申出書

私たちは、江南市公共下水道事業負担金工事等事務取扱要綱第14条の規定により、
地区の承認工事を申し出ます。

住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL

住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL
住所		
氏名	印	TEL

承認工事に係る地域住民の権利者数

人

記名押印数

人

様式第15 (第14条関係)

年 月 日

江南市長 へ

申出者 住 所
氏 名
電話番号

印

承認工事申出理由書

江南市公共下水道事業負担金工事等事務取扱要綱第14条の規定により、承認工事申出理由書を提出します。

申出の場所
申出の理由

様式第16 (第14条関係)

年 月 日

江南市長 あて

新所有者

住 所

氏 名

印

(法人名)

電話番号

旧権利者

住 所

氏 名

印

(法人名)

電話番号

土地所有者等変更届出書

上記のとおり土地の所有者に変更がありましたので、江南市公共下水道事業負担金工事等事務取扱要綱第14条の規定により、土地所有者等変更届出書を提出します。

土地の所在地	地目	地 積		変更年月日	変 更 理 由 該当する番号を○で囲んでください。
		変更前 m ²	変更後 m ²		
				年 月 日	1 相続 2 贈与 3 売買 4 その他 ()
				年 月 日	1 相続 2 贈与 3 売買 4 その他 ()
				年 月 日	1 相続 2 贈与 3 売買 4 その他 ()

様式第 17 (第 15 条関係)

江下第 号
年 月 日

様

江南市長

承認工事可否決定通知書

江南市公共下水道事業負担金工事等事務取扱要綱第 15 条の規定により、申請のあった工事を次のとおり決定しましたので通知します。

工 事 の 可 否	
工 事 名	
工 事 の 場 所	
工 事 の 種 類	
工 事 の 業 者	
工事施行期間	
占 用 の 期 間	
使用開始希望日	
承 認 の 条 件	

様式第18 (第17条関係)

年 月 日

江南市長 あて

申出者 住 所
氏 名 印
電話番号

承認工事施行申請書

江南市公共下水道事業負担金工事等事務取扱要綱第17条の規定により、承認工事の施行を次のとおり申請します。

なお、同要綱を遵守することを確約します。

工 事 名	
工 事 の 場 所	
工 事 の 種 類	
工 事 の 業 者	
工事施行期間	
占 用 の 期 間	
使用開始希望日	
委任について	この承認工事に関し必要な手続については、次の者に一切の権限を委任します。 住 所 氏 名 印 (法人名) 電話番号

様式第19（第17条関係）

年 月 日

江南市長 あて

申出者 住 所
氏 名 印
電話番号

工事 着手 届
完了

次のとおり 着手します。
完了しました。

決定通知日番号	
工 事 名	
工 事 の 場 所	
工 事 の 種 類	
工 事 の 業 者	
工 事 の 監 督 員	
着手 完了	年月日
その他	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 完了届の場合は、工事写真及び竣工図を添付すること。
3 工事写真については、江南市デジタル写真管理試行基準によること。
4 竣工図については、江南市下水道課竣工図仕様書によること。

様式第20（第18条関係）

江下第 号
年 月 日

様

江南市長

承認工事検査結果通知書

完了検査の結果、合格と認定しましたので、江南市公共下水道事業負担金工事等事務取扱要綱第18条の規定により、通知します。

決定通知日番号	
工 事 名	
工 事 の 場 所	
工 事 の 種 類	
工 事 の 業 者	
工 事 の 監 督 員	
完 了 年 月 日	
検 査 年 月 日	
検 査 立 会 人	
検 査 員	

様式第 2 1 (第 1 8 条関係)

年 月 日

江南市長 あて

申出者 住 所
氏 名
電話番号

印

下水道施設の帰属願

年 月 日 江下第 号で承認を受けた承認工事において設置した施設については、次のとおり無償にて寄附しますので帰属して下さるようお願いいたします。

工 事 名	
施設の設置場所	
設 置 施 設 (帰属対象施設)	
引渡し予定日	
添付 函 面 等	
添 付 書 類	評価調書 (取得価格)
備 考	

様式第 2 2 (第 1 8 条関係)

江下第 号
年 月 日

様

江南市長

下水道施設の帰属可否決定通知書

年 月 日にて、下水道施設等の帰属願がありました施設については、次のとおり決定しましたので通知します。

帰属の可否	
工 事 名	
施設の設置場所	
寄附帰属施設	
備 考	

様式第 2 3 (第 1 9 条関係)

年 月 日

江南市長 あて

申出者 住 所
氏 名 印
電話番号

承認工事施行取消申請書

年 月 日 江下第 号で承認の通知を受けました工事については、次のとおり取消しを申請します。

決定通知日番号	
工 事 名	
工 事 の 場 所	
工 事 の 種 類	
取 消 理 由	

様式第 2 4 (第 1 9 条関係)

江下第 号
年 月 日

様

江南市長

承認工事施行取消通知書

年 月 日をもって提出されました承認工事取消申請書を受理し、次のとおり工事の承認を取り消しましたので通知します。

決定通知日番号	
工 事 名	
工 事 の 場 所	
工 事 の 種 類	
備 考	